

保 学 第 3 0 号
令和 3 年 5 月 12 日

県立学校長殿

岡山県教育庁保健体育課長
岡山県教育庁生涯学習課長
(公 印 省 略)

県立学校の部活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底
について(通知)

標題の件について、令和3年4月26日付け、保学第22号により対応いただいているところですが、このたび岡山県の感染状況が、国が示す感染基準において「ステージIV」に引き上げられたことを受け、新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の行動基準が「レベル3」に引き上げられることとなりました。

つきましては、部活動の取扱いについても、5月13日から5月31日までの間、次のとおりとしますので、適切に対応願います。

県内の感染拡大の一因である変異株は、従来株と比較すると感染力が強く、10代の感染者も多く、重症化しやすいと言われております。

また、県立学校でも連日、感染者が発生し、生徒や教職員が濃厚接触者や接触者に特定されたため、部活動の大会参加辞退や学校の臨時休業などの対応を取らざるを得ない状況も生じております。

今後も学校における部活動や教育活動を継続するために、より一層の感染症対策を徹底していただくようお願いします。

なお、今後、状況に変化があった場合は、対応等の変更や追加があることを申し添えます。

記

1 通常の活動

公式な大会や演奏会等(※1)が控えている部以外については、活動を行わないこと。

公式な大会や演奏会等が控えている部については、可能な限りの感染症対策を行った上で活動を認めるが、以下を遵守すること。

- (1) 活動場所は、原則校内(※2)のみとする。
- (2) 活動時間を短縮したり、必要最少人数での活動とする。
- (3) なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空ける。
- (4) 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、近距離でのかけ声や向かい合っての発声等は避けるとともに、練習前後の集合時はマスクを着用する。

※1 公式な大会や演奏会等：高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、中学校体育連盟や各競技種目の統括団体、文化関係連盟が主催する大会やコンクール等で概ね1ヶ月以内に開催が予定されており、校長が参加を認めたもの。

※2 活動拠点が校内になく校外施設のみの場合や合同部活動の場合は、当該施設及び練習拠点を校内とみなすが、移動に当たっては感染防止に十分留意すること。

2 対外試合等

(1) 対外試合等の実施

練習試合については、県内であっても行わないこと。

(2) 合宿、県外との交流

合宿、県外との交流（県外からの招聘も含む。）は、公式な大会や演奏会等が控えている場合でも行わないこと。

(3) 大会や演奏会等への参加

十分な感染症対策が講じられている県内外の公式な大会や演奏会等のみ参加を認めること。

ただし、参加に当たっては、「部活動の大会や演奏会等への参加に係る留意事項」（令和2年12月22日付け保学第64号）を遵守し、感染症対策に万全を期すこと。

また、参加する場合は、直行・直帰とすることが望ましい。

3 特に注意が必要な場面

(1) 密閉、密集、密接の回避

変異株は、従来株と比較すると感染力が強く、他県では、マスクを着用した場面での感染の報告もあることから、身体的距離の確保をこれまで以上に徹底すること。

(2) 飲食の場面

車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での飲食は控えるとともに、活動時間の工夫等により、飲食の場面を作らないこと。

また、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促し、帰宅途中にコンビニエンスストア等に立ち寄り、集団で飲食するがないようにすること。

(3) 更衣の場面

部室での会話（密閉空間における近距離での会話）により、濃厚接触者に特定された事例もあることから、部室や更衣室等を利用する際にも必ずマスクを着用し、外す場合は会話をしないこと。また、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。

4 マスクの着用

部員に感染者が発生した場合は、マスクを着用していても濃厚接触者に特定されることがあることから、部活動の時間は、無条件にマスクを外してもよい時間ではないことを徹底するとともに、身体的距離を必ず確保するよう指導すること。

【本件問合せ先】

(運動部活動に関すること)

岡山県教育庁保健体育課 学校体育班

電話：(086) 226-7592

(文化部活動に関すること)

岡山県教育庁生涯学習課 企画推進班

電話：(086) 226-7596